

藤沢市立児童館における飲食の試行について

1. 実施目的

これまで児童館内での飲食について多様な意見をいただいてきましたが、この度家庭等での食事場所を確保できない小学生に昼食を食べる場所を提供することを目的に児童館内での飲食の試行を実施し、児童館内での飲食の課題とニーズを把握し、児童館内での飲食について検討するものです。

2. 実施期間

2019年7月22日～8月31日（土曜・日曜・祝日、事業実施日を除く）

3. 実施施設

藤沢市立児童館5館

4. 対象

小学生（団体利用は除く）

5. 実施内容

①時間

12時から13時（12時50分から片付け）

②場所

館内に飲食ができる場所を設置します。

③申込方法

10時から12時までの間に受付にて申し込みをしてください。

④利用定員

1日10名程度（交代制）

⑤飲食物の制限

お菓子等は食べられません。

⑥児童館利用の一部制限

- ・12時から13時はボール遊びや埃が舞い上がるおそれのある遊びは中止します。
- ・12時から13時は受付でのおもちゃ等の貸出はお休みします。

⑦衛生管理

- ・持参した飲食物は自己管理とし、お預かりしません。
- ・お湯の提供や電子レンジ等の器具の貸出はしません。

⑧その他

- ・ゴミは各自お持ち帰りください。
- ・飲食利用をする際のアレルギーや食中毒等についての責任は負いかねます。

以 上

指定管理者：（公財）藤沢市みらい創造財団 青少年事業課

0466-25-5215